

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成26年6月2日現在

機関番号：34310  
研究種目：基盤研究（C）  
研究期間：2010～2013  
課題番号：22530020  
研究課題名（和文） 日本中世の裁判手続における「証拠法」の再構成  
—訴訟当事者の応酬内容を素材として—  
研究課題名（英文） A Study of the reciprocate style in trial proceedings of medieval Japan -Towards understanding the rules of evidence in medieval Japanese law-  
研究代表者  
西村 安博（NISHIMURA, Yasuhiro）  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：90274414  
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）3,300,000円、（間接経費）990,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本中世の訴訟関係文書を主な素材として、その裁判手続過程を再構成し訴訟両当事者の応酬に見出される主張の「根拠」すなわち「証拠」を解明することを構想し、実証的な検討を試みた。これにより「証拠」とは単に抽象的な意味での「法」ではなく、個別具体的な状況が反映された上での「法」や具体的な事物であることなどの仮説を提示した。同時に、「道理」を「法」（裁判規範）の中心に据えて「証拠法」の原則を捉えてきた伝統的な学説に対する再考を促した。

研究成果の概要（英文）：The aim of my project is to grasp the rules of evident in the laws of medieval Japan, by reconstructing the trial proceedings and clearing the reciprocation in the court of Kamakura Shogunate. This study gives us a hypothesis that the evidence was not showed by law in the abstract, but by the one in concrete and various situations, in which *Dori* was embodied. Indeed, some radical questions in the understanding of the styles of legal proceedings are to be reconsidered from various views.

研究分野：日本法制史・日本法文化論

科研費の分科・細目：基礎法学・法制史

キーワード：基礎法学・日本法制史・中世法・訴陳状・応酬・証拠法・裁判・訴訟手続

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者が2006～2009年度において遂行した科学研究費補助金による研究課題「日本中世の裁判における判決および判決理由に関する法制史の実証研究」（研究代表者＝同志社大学法学部教授 西村安博）において得られた基礎的データをもとに、新たに2010年度以降取り組むことになった本研究は、鎌倉・室町両幕府が訴訟事案として取り扱った訴訟関係文書を主たる素材として、その裁判手続において応酬された訴訟両当事者の主

張の中に見出されるなにがしかの「法規範」を抽出し整理・検討することを通じて、日本中世の裁判手続における「証拠法」の原則を明らかにするとともに「弁論」の実態を解明することを課題としたが、最終的には「道理」を根本規範とする日本中世の「裁判規範」の実質的な内容を解明していくための、基礎的な作業モデルを形成することにあつた。

かような関心が導かれるに至ったのは、研究代表者が現在の研究状況に関して次のよ

うな認識を有するに至ったからである。法制史学あるいは歴史学の研究領域の中でこれまでに進められてきた中世法に関する研究の多くは、主に朝廷あるいは鎌倉・室町の両幕府に代表される支配者の発した「法」に関する理論的な解釈をはじめとする法源論的な研究が学界における基調とされてきており、その目指すところは伝統的な研究手法である制度史的研究をさらに発展させるかたちで司法制度の実証的な解明を行うというものであった。「法」に関する制度史的研究はこのような意味において着実に成果を上げてきているといえるが、こんにちの学界にあってはしかしながら、その基本的な前提となる「法」や「裁判」が多様性を孕みながら存在したという当時の状況を踏まえた上での基本的な理解が、期待されているほどには広く共有されているとは言い難い状況にあるといえる。かような状況が生じることになった大きな原因の一つとして、残念なことに多くの研究者の主たる関心が勝敗を決した「判決」（裁許）の内容そのものに向けられるに止まっており、判決の内容を支える「法」、あるいはそれに至る過程において訴訟両当事者が主張の根拠とした「法」は如何なるものであったのか、すなわち広く「裁判規範」の問題として追究されるべき事柄に対して真っ向から取り組まれることがなかったという事情を挙げることができる。このような中であって、本研究はかような研究状況を打開し、共有されるべき「裁判規範」に関する基本的な理解を実証的なレベルで明らかにするためにも、裁判手続過程の中で応酬される訴訟当事者の主張の中に見出される「法」や「レトリック」ともいえる「裁判規範」の実態について、「判決」の中で根拠とされた「法」をも射程に入れながら、実証的に明らかにすることを目指すに至ったので

ある。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本中世の裁判手続過程において、訴訟両当事者が書面により応酬した内容（訴状・陳状と呼ばれる多くの史料群）を仔細に検討することにより、（１）「訴訟当事者が主張の根拠としたものは何であったのか」という問題に関して多角的な解明を試みるとともに、（２）「訴訟当事者の応酬内容が判決の内容にいかなる影響を与えていたのか」という問題に関して、その全容を解明するための有効な手掛かりを得ることを課題とする。そして、この課題に取り組むことを通じて、中世の裁判手続法における「証拠法」を再構成するための前提的理解を構築すると同時に、中世の裁判手続過程における「論証の方法とはいかなるものであったのか」という、日本中世の法制史研究においてこれまで未解明のままにあった問題に関しても、一定の理解を与えることを目標とする。

したがって、本研究は日本の中世～近世における「証拠法」の発達過程を見通すための重要な基礎的作業であるとともに、自由心証主義・職権主義の考え方を前提とした従来の裁判手続法史研究の中では軽視されがちであった「証拠法」の問題を究明するための一つの試みであるといえる。

## 3. 研究の方法

（基本方針）研究代表者が本研究課題の遂行を全面的に統括する。検討対象の史料（日本中世の「古文書」に関する基幹史料集『鎌倉遺文』（全46巻）、『鎌倉幕府裁許状集』（上・下）、『南北朝遺文』（鎌倉時代の訴陳状の写を含む文書を検索）、『史料纂集』、『大日本古文書』（家わけ篇）、県史・市町村史等（自治体編纂に係る史料集）、加えて、「古記録」については『大日本古記録』、『史料大成』及び

『続史料大成』等)の検索・蒐集・整理に関しては、大学院院生等による研究協力者に分担作業を委ねる。

(計画内容) 3つの研究期間(平成22年度・平成23年度～24年度および平成25年度)を区切り、それぞれにおいて対象史料の検索・蒐集・整理に係る作業を進行させ、段階的な成果を達成していく。

(研究方法) 検索・蒐集・整理された対象史料については、研究代表者が再度吟味を行い、整理の精度を確保することにする。この上で研究代表者は、蒐集史料に関する検討作業を行うものとする。その際には、古文書学等の専門的な知識を得るために、日本中世史を専門とする研究者の助言を得ることとする。かような検討作業を経た後、史料情報に関するデータ・ベース化を図るために、研究協力者にデータ入力のための分担作業を委ねる。一連の研究成果は、学術論文等を作成し学界に公表する。

なお、平成24年度において、研究代表者は東京大学史料編纂所国内研究員に任じられ、研究課題「日本中世の法と裁判に関する法制史的基礎研究」(指導教官=小宮 木代良教授)に従事したことにより、当該研究期間における史料調査の充実が図られることになった。

#### 4. 研究成果

本研究課題に取り組んだ後の反省として、おおよそ次のようなことを述べておきたい。本研究課題が主たる目的とする裁判手続過程における両当事者による応酬の具体的内容を抽出・整理する作業に思いの外、多くの時間を要してしまったことを告白しなくてはならない。史料データに関しては入力作業を継続させているが、肝心なその内容に関する分析作業は大幅に後れをとっており、デー

タの入力作業とともに分析作業については、本研究課題を終了させた後においても引き続き継続することにした。その一方で、研究期間の後半においては、本研究に関する理論的前提となる裁判手続に関する諸学説、すなわち法制史研究および歴史学研究において与えられて来たこれまでの様々な学説を整理・検討する作業に多くの時間を費やしてしまったために、対象史料に関する検討作業を完了させ、その成果を総合することが出来なかった。これに関しても、引き続き研究成果の公表が実現出来るように努めていきたいと考えている。

具体的には、研究期間の前半においては、「東大寺文書」(美濃国茜部荘関係文書)・「東寺百合文書」(伊予国弓削嶋荘関係文書)・「勝尾寺文書」などを主な素材として、訴陳状の内容を整理・分析するための準備を進行させた。訴陳状はその原本・写を含めて、あくまで訴訟当事者が作成し彼らのもに残されるに至った文書であることから、当事者のナマの法意識を事後的に推認することが可能な文書である。予定した作業を終了させることができなかったが、途中経過として得られたのはおおよそ次のような事柄である。i) 原則として都合三回までの応酬が許容された中で、個々の訴陳状の分量は区々であるが、論点が絞られているものにはある一定の story 性が認められる一方で、論点が多岐にわたる場合には必ずしもそうではない。そのような場合には、複数の論点にまたがる内容が箇条書的にまとめられることから訴陳状の全体が長文になる傾向にあること、しかしながら、その場合に複数の論点を束ねる一貫した論理性は必ずしも明確なものとしては認められず、個別の論点を強調するための表現上の工夫が行われていること、ii) 訴

訟当事者の主張の根拠（当事者の想定する法）と「御成敗式目」等の制定法との関連性は必ずしも厳密なものとはいえないが、訴訟当事者が「式目」を念頭において主張しようとする傾向にあったことは多くの場合に推定できること、iii) 訴陳状はおおむね一定の技術的専門性のもとに作成された文書であったこと、iv) 応酬の実態に関して訴状と陳状が対応する関係にあるものとして認められる場合もある一方で、両者の主張内容が必ずしもかみ合わず対応関係がそれほどまでに意識されていない場合もあり得ることが推測されること、さらにいえば、各文書が一定の証拠に基づいた一つの story として作成されていたことが考えられる場合もある一方、証拠には必ずしも拘束されない形での story として作成されていた場合もあることが推測されること、あるいは、そもそも story 性が追求されず、争点が単に個別的に列挙された場合も認められ得ること、総じて、そもそも訴状の内容は陳状のそれにおいて整合的な応答を強制する性格のものではなかったのではないかと推測が得られること、v) 訴陳状の訴訟手続上の役割・性格に関して、それが法的事実・人物評価などを通して裁判担当者を説得するための文書であったのか、即ち、訴訟両当事者の応酬そのものが「法発見」のための process であったのか否か、あるいはまた、訴陳状の応酬のあり方そのものが判決の導出過程に影響を与えたのか否か、などの重要な問題は今後さらに研究を進めていく中で明らかにされることが期待される。以上はあくまで限られた史料をもとに研究代表者が推測した内容に過ぎず、訴陳状の応酬に関する実態解明のための作業は今後研究代表者が進める研究に委ねられることになる。日本中世の裁判手続における

argument の実態を把握するための検討作業は漸くそのスタート地点が確保されたものといえよう。

研究期間の後半には、こんにちの学界において共有されていると思われる裁判手続に関する基本的な理解の源となった学説、あるいはこれを継承させる役割を担った学説とは如何なるものであったのかを究明するべく、明治期以降、今日に至るまで蓄積されてきている「日本中世における裁判手続に関する理解」のあり方について、これを一つの「学説史」として整理し検討を試みた。すなわち、日本中世の裁判手続の「構造」を把握するにあたってそれを「弾劾主義」（「不告不理」の原則）とされた中田薫博士の理解は、戦後の歴史学研究あるいは法制史研究において、「弾劾主義」＝「当事者主義」として理解されることになっているという事情に着目して、かような理解が生まれるに至る学説史的な過程を追跡するとともに、こんにちの日本法制史研究においては、「弾劾主義」・「糾問主義」・「当事者主義」・「職権主義」に関して如何なる理解が共有されているのか、その実態を明らかにした。その成果の一端は試論として、学術論文にまとめ公表している。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

①西村 安博「近衛家領丹波國宮田荘をめぐる訴訟関係文書について一補遺-」（『法史学研究会会報』（法史学研究会）第15号＝島田正郎先生追悼号、2011年3月、pp.15-38）

②NISHIMURA Yasuhiro, "Wayo -a type of Dispute Resolution in Medieval Japan", 『同志社法學』（同志社法学会）第63巻第5

号＝藤倉皓一郎教授退職記念論集、2011年12月、pp. 2594-2632)

③西村 安博「日本中世の裁判手続の理解に関する補考」(『経済學論叢』(同志社大学經濟學會)第64巻第4号＝末永國紀教授古稀記念論文集、2013年3月、pp. 1313-1356)

④西村 安博「日本中世における裁判手続に関する理解をめぐってーその理解の現状と課題ー」(一)(『同志社法學』(同志社法学会)第64巻第7号＝釜田泰介教授古稀記念論集I、2013年3月、pp. 533-616)

⑤西村 安博「日本中世における裁判手続に関する理解をめぐってーその理解の現状と課題ー」(二・完)(『同志社法學』(同志社法学会)第65巻第3号、2013年9月、pp. 133-293)

[学会発表] (計2件)

① Jörg Wettlaufer = Yasuhiro NISHIMURA, "The History of Shaming Punishments and public exposure in penal law in comparative perspective : Western Europe and East Asia", International Conference of Shame between punishment and penance-The social usages of shame in the Middle-Ages and Early Modern Times-, Deutsches Historisches Institut Paris, October 2010, France.

②西村 安博「前近代日本法制史における裁判手続に関する若干の問題ー「当事者主義」のあり方をめぐってー」(「日中比較法制史研究に関する国際シンポジウム」(南京師範大学＝九州大学＝同志社大学)における学術講演、南京師範大学法学院主催、南京師範大学、2011年11月、中華人民共和国)

③西村 安博「日本中世法制史研究の現状と課題ー裁判手続構造に関する理解をめぐってー」(就実大学・就実短期大学吉備地方文化研究所主催「岡山中世史研究会・2012年度

講演会」における招待講演、就実大学・就実短期大学図書館 AV ホール、2012年6月、岡山市)

[図書] (計2件)

① Dr. Jörg Wettlaufer =Dr. NISHIMURA Yasuhiro, "The history of shaming punishments and public exposure in penal law (1200-1800): a comparative perspective (Western Europe and East Asia)", Micrologus' Library 54, La honte entre peine et pénitence -Les usage sociaux de la honte au Moyen Âge et aux débuts de l' époque modern-, Sous la direction de Bénédicte Sère et Jörg Wettlaufer, FIRENZE SISMEL-EDIZIONI DEL GALLUZZO, Italy, May 2013, pp.197-228.

②西村 安博「書評 小瀬玄士著「鎌倉幕府財産相続法」」(『法制史研究』(法制史学会年報)第63号、成文堂、2014年3月、pp. 223-229)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

[その他]

ホームページ等 無し

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 安博 (NISHIMURA YASUHIRO)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：90274414

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し